

日南市ディスポーザ排水処理システム取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ディスポーザ排水処理システム（以下「システム」という。）の取扱いについて必要な事項を定め、システムの適切な使用及び維持管理を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) システム 生ごみを破碎し、当該生ごみを排水処理槽又は機械処理装置で処理した後、その排水を公共下水道供用区域内の下水道及び集落排水処理区域内の排水処理施設（以下「下水道及び排水処理施設」という。）へ排除する機器の総体であり、旧建築基準法第38条の規定に基づく配管設備として、国土交通大臣（旧建設大臣）が認定したもの又は公益社団法人日本下水道協会が作成した「ディスポーザ排水処理システム性能基準（案）」（平成25年3月制定。以下「基準」という。）に基づき製品認証を受けたものをいう。
- (2) 申請者 システムの所有者又は使用者であって、その維持管理を行うものをいう。
- (3) メーカー システムの製造者であり、システムが国土交通大臣（旧建設大臣）の認定を受け、又は基準に基づき製品認証を受けた者をいう。

(申請)

第3条 システムを設置し、下水道及び排水処理施設へ接続を行おうとする申請者は、日南市下水道条例（平成21年日南市条例第222号。以下「下水条例」という。）第5条及び日南市集落排水処理施設条例（平成21年日南市条例第195号。以下「集排条例」という。）第6条の規定に基づき、公共下水道排水設備等新設等計画確認申請書に次に掲げる書類を市長に提出し、その審査を受けなければならない。

- (1) 誓約書（別記様式）
- (2) 国土交通大臣（旧建設大臣）の認定書又は基準適合評価書の写し
- (3) 仕様書
- (4) 維持管理計画書
- (5) 維持管理業務委託契約書の写し又は維持管理業務委託契約確約書
- (6) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

(審査)

第4条 市長は、前条による申請を受けたときは、システムが次に掲げる条件をすべて満たしているか確認を行うものとする。

- (1) 国土交通大臣（旧建設大臣）の認定を受け、又は基準に基づき製品認証を受けたものであること。
- (2) システムの定期点検、排水処理槽又は機械処理装置からの汚泥引抜き等の維持管理が適切に行われることと認められ、維持管理業務委託契約書等その旨を確認できる書類が整備されていること。

(検査)

第5条 申請者は、システムの設置が完了したときは、速やかに市長に届け出て、下水条例第6条及び集排条例第8条に基づく検査を受けなければならない。

(維持管理)

第6条 申請者は、システムの性能を保持するよう維持管理に努めるとともに、市長が行う維持管理に関する指導等に従わなければならない。

- 2 申請者は、維持管理に関する資料を適切に保管しなければならない。
- 3 市長は、システムの維持管理が適切に行われていることを確認するため、申請者に対しシステムの点検に関する資料の提出を求めることができる。
- 4 市長は、申請者の責任により、システムの適切な維持管理に支障を来たした場合又はそのおそれがあると認められる場合は、申請者に対し、システムの構造又は使用方法の変更又は改善等の措置を行うよう指導することができる。
- 5 メーカーは、システムの販売に当たり、申請者に対し、システムの維持管理については、維持管理業者との契約が必要であること及び市長が行う維持管理に関する指導等に従う必要がある旨を説明しなければならない。

(譲渡人に対する説明)

第7条 申請者は、システムを設置した建築物を第三者に譲渡するときは、当該建築物の譲渡人に対し、第6条各項の事項を遵守する責務があることを説明しなければならない。

附 則

この要綱は、平成29年9月4日から施行する。

別記様式（第3条関係）

誓 約 書

年 月 日

日南市長 様

住 所

申 請 者

印

電 話 番 号

（法人においては、主たる事務所の所在地、名称及び代表氏名）

下記のとおり、ディスポーザ排水処理システム等を設置します。

つきましては、設置後の維持管理に関して、維持管理業者と維持管理業務委託契約を締結し、適切な維持管理に努めるとともに、別紙の条件を遵守します。

なお、当方の責任により、システムの適切な維持管理に支障を来たした場合又はそのおそれがある場合には、日南市の指導に従います。

記

1 設 置 場 所 日南市

2 用 途 集合住宅用 ・ 戸建住宅用 ・ 業務用

3 国土交通大臣（旧建設大臣）認定又は適合評価システム

（1）名 称

（2）認 定 又 は 評 価 日

（3）認 定 又 は 評 価 番 号

（4）構造・性能・設置計画 別紙仕様書のとおり

4 条 件 別紙のとおり

(条 件)

- ① 申請時に維持管理業務委託契約が締結されている場合は、契約書の写しを提出すること（申請時に契約が未締結である場合は、契約確約書を提出し、契約締結後、速やかに契約書の写しを提出すること。）。
- ② 維持管理契約期間完了後もシステムを継続使用する場合は、維持管理業者と速やかに契約の更新手続を行うこと。
- ③ システムの改造は行わないこと。
- ④ システムの維持管理に関する資料は適正に保管すること。
- ⑤ 第三者に、システムが属する建築物の譲渡等を行う場合は、譲渡等を受ける者に対し、システムの適切な維持管理を行う地位を承継するとともに、本書に掲げる条件を遵守する責務があることを説明し、理解を得ること。
- ⑥ その他、日南市が指示する条件

(特記事項)